

2020年5月22日

長崎県知事 中村法道様

石木ダム建設絶対反対同盟
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会
石木ダム建設に反対する川棚町民の会
石木川まもり隊
水問題を考える市民の会
石木川の清流とホタルを守る市民の会
いしきを学ぶ会

新型コロナウイルスショックのもとでの不要不急の 石木ダムの工事中断と石木ダム建設断念を求める要請

いま日本と世界は、14世紀のペスト、20世紀のスペイン・インフルエンザにも比するべき新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック危機のさなかにあります。

日本政府のCOVID-19への対応策は、残念ながら後手後手にまわり、チグハグ感が否めず、その対応に追われて混乱を極めています。沖縄の辺野古では作業員の感染によって工事が中断されました(そのなかでも設計変更申請の提出が強行されたのは異様ですが)。韓国政府はF35ステルス戦闘機やイージス戦闘システムの米国からの購入を削減して、コロナ対策を拡充しました。

しかし、国の明確な補償なき「自粛」強制で休業を余儀なくされた人々は悲鳴をあげ、生活不安は広がっています。そのため県も独自の休業補償対策を打ち出さざるを得ず、莫大な財政出動は必至となっています。

県民の命を守り暮らしを守るための財政出動は、県の最優先の役目であることは申すまでもないことです。これまで県財政の厳しさは喧伝されてきました。今回のCOVID-19の終息には数年はかかり、また新たな感染症の発生も想定内として対応せねばなりません。限られた県財政では、不要不急の出費を削ることなしには捻出できないことは明らかです。石木ダムの総事業費538億円（関連事業費含む）の残りの予算は、県内の新型コロナウイルス対策費用に回すべきです。

佐世保の水需要が減少するなかで、洪水対策も河川改修で可能であり、県民の理解が得られた状況に程遠い石木ダムは、不要不急の公共事業の最たるものです。50年以上ダムがなくても県民生活に大きな支障はありませんでした。コロナ危機という非常事態を真剣に考慮して、不要不急の石木ダム付替道路工事を中断し、石木ダム建設そのものの中止の検討を県知事に要請します。

なお文書回答を○月○日までに求めます。

2020年5月 日

長崎県知事 中村 法道 様

石木川の清流とホテルを守る市民の会
代表世話人 戸田清、西中須盈

民意を真摯に受け止め、「石木ダム建設工事」を中断し 地元住民との話し合いを求める要請

今、長崎県は、「石木ダム建設事業」に伴う、付け替え道路工事を強行しているが、住民は納得がいかず、朝早くから身を挺して工事の中止を求めている。近年、佐世保市の水需要は減少傾向となり、また、洪水対策も河川改修等で可能であり、約半世紀のダムのない現実が、緊急性も必要性もない不要不急の事業であることを証明している。しかし、いまだに長崎県はダムの必要性について、対話を拒否し工事を強行している。

私たち「石木川の清流とホテルを守る市民の会（以下市民の会という）」は、石木ダム建設事業に伴う、県民意識を調査するため、長崎県と地元住民双方の主張を記述したチラシを配布したうえ、シール投票を今年1月、2月、3月の3回実施した。3回（約4.5時間）でシール投票への参加者は694人で、石木ダム不要という方は647人。全体で約93%となった。石木ダムは必要という意見は僅か1.6%にすぎなかった。（別紙、資料参照）また、約3年前に実施された別団体のアンケートでは、長崎県の石木ダムの必要性についての説明が不十分という意見が約80%を占めた。この結果からみて、県民の石木ダム建設事業に対する意識と長崎県の主張には大きな乖離が生じている。県知事はこの点を考慮し、住民との真摯な話し合いをすべきである。

2014年7月11日、県知事は、佐世保市長、川棚町長同席のもと、住民との話し合いをもった。その時、長崎県はダムの必要性の議論を避け、一方的な協力のお願いに終始し、住民の意見に耳を貸さなかった。その後、約5年ぶりの昨年9月19日にこどもを含めた地元住民は県庁を訪れ、「強制収用はしないで！ここにずっと住みたい！」と涙ながらに訴えた。県知事には住民の切実な声が届かなかったのか。工事を中断し話し合いを継続して欲しい。

1972年の河川開発調査の時点で、長崎県は「乙が調査の結果、建設の必要性が生じたときは、あらためて甲と協議のうえ、書面による同意を受けた後着手するものとする」という当時の久保勘一県知事と地元において覚書を締結して約半世紀にもなるが、いまだその約束を守っていない。

私たち市民の会はシール投票結果もふまえ、以下のことを県知事に要請する。尚、文書回答を 月 日までに求める。

- 県知事は民意を真摯に受け止め、工事を中断したうえ、住民と話し合いを再開すること
- 改めて1972年当時の覚書内容を履行すること

